

【別紙 2】

審査の結果の要旨

氏名 王 学士

本論文は、保険事故が被保険者等の故意によらずに偶然に発生した場合に損害額を水増しして保険金を請求するなどの保険金の詐欺的請求を抑止するための規律について、イギリス法・アメリカ法・オーストラリア法を紹介し、それらとの比較を通じて、日本の保険契約法制のあり方を論じたものであり、その字数は 45 万字に及ぶ。特に、保険者の保険金支払義務を免除する規律（給付免責）に着目し、英米豪のいずれにおいても詐欺的請求についての給付免責が認められていることを確認した上で、いかなる場合に給付免責に値する「詐欺的請求」と言えるかという具体的要件について各国の判例法および学説の展開を分析し、日本法がとるべき解釈を論じている。以下、その内容を要約する。

まず、第 1 編は、保険金の詐欺的請求に関する日本法の規律として、特別解約権・重大事由解除と約款上の通知義務違反や不実申告を理由とする給付免責条項に関する裁判例と学説の展開を分析する。そして、日本法の問題点として、①例えば水増し請求を行った場合には当該請求前に発生した保険事故についても保険者を免責する旨の約款規定の有効性に関して、2008（平成 20）年に制定された保険法の立案担当者は、保険法において重大事由解除の効果は重大事由の発生以前には遡及せず、さらにこの規律が片面的強行規定とされたことを根拠に否定的な見解を示しているが、多くの学説が既に指摘しているように、その当否には疑問があること、その一方で、②詐欺的請求にも様々な態様があるところ、どの程度の「詐欺性」があれば免責が認められるべきであるかについての判断基準は詰められていないことを指摘する。

続く第 2 編では、このような観点から、比較法的検討が展開されている。イギリス法を取り上げる第 1 章は、本論文で最も多くの紙幅が割かれている章であり、比較法的検討の中核をなしている。まず、イギリスにおいては詐欺的な保険金請求に対する刑事訴追は稀にしか行われず、民事上の規律が対策の中心となっていることが指摘され、その主たる手法として、最大善意の原則違反による保険契約の遡及的無効や、約款上の詐欺請求条項による爾後の保険金支払の拒絶などが紹介される。この 2 つは、詐欺的な請求が行われる以前に支払われた保険金の返還の要否について効果が異なるものの、当該請求自体については保険者が免責される点は共通している。

そして、これらの規律が適用される「詐欺的請求」の意義については、具体的に問題となる場面として、保険事故によって生じた損害額を水増しして請求する場合（過大請求）と、保険金請求の処理を促進するために損害額以外の点で虚偽の申告や事実の隠蔽等を行う場合（詐欺的手段による請求）の2つが挙げられ、それぞれについてイギリスの判例法と学説の展開が紹介されている。過大請求については、請求者の保険金詐取目的が証明されない場合には交渉目的での水増しにとどまるとして保険者の免責を否定する判例が1990年代半ばに現れていたが、水増し額が著しく大きい場合にはそのこと自体によって詐欺的請求に当たるとする *de minimis* ルールが1999年の Galloway 判決によって採用され、学説の支持を集めている。他方で、詐欺的手段による請求については、当初の判例は保険者の免責を肯定していたが、2016年の DC Merwestone 判決が、保険金請求者のついた嘘が保険金支払の可能性に影響しない付帯的なものにとどまる場合には、詐欺的請求とは言えず、保険者は免責されないと判示した。

また、2015年に制定された英国の保険法によって設けられた詐欺的な保険金請求に関する明文の規律についても、立法過程を含めた詳細な紹介がなされている。同法12条では、詐欺的請求の効果として当該請求に関する免責と詐欺行為の時点から将来に向けた契約の終了が規定された一方で、詐欺的請求の定義は設けられていない。この結果、同法適用前の事案である DC Merwestone 判決において問題となった詐欺的手段を用いた請求の場合に同法が適用されるかは解釈に委ねられており、学説上の対立がある。このほか、裁判外紛争解決手続である金融オンブズマンによる詐欺的請求に関する苦情処理においては、保険契約者の利益保護の観点から給付免責が限定される傾向があることが紹介されているが、解釈は統一されておらず、全体として判例によるアプローチを変更するには至っていないと指摘されている。

アメリカ法に関する第2編第2章では、まず詐欺的請求に関する私法上の規律として、約款上の保険事故発生時の通知義務と説明・損害証明義務とがあるが、これらの違反のみを理由とする保険者の免責は判例によって限られており、実務では保険金請求者に宣誓供述書を提出させ、その内容に虚偽が含まれていた場合に保険者は免責される旨の虚偽宣誓条項が用いられていることが紹介される。そして、この条項の適用が問題となる場面の一つである過大請求に関しては、初期の判例では保険金請求者の詐取の意図が証明できない場合には交渉目的での過大申告にとどまるとして保険者の免責が否定されていたが、近時の判例はそのような解釈を退けている。また、保険契約者等が保険者の調査に対して虚偽の回答や調査の拒絶をした場合にも、詐欺的請求として保険者の免責が認められている。もっとも、これらの規律の効果は強く、保険者に濫用される恐れもあるため、テキサス州等では、保険者の責任に影響を与えるような重要な事実につ

いての詐欺請求があったことを保険者が証明した場合にのみ保険者の免責を認める *anti-technicality* 法が導入されている。また、約款上の保険契約者等の調査協力義務への違反という構成による免責についても、保険者がそれによって損害を受けたことを証明した場合に限って認められるものと解されている。このほか、刑事罰による規律として、保険金詐欺防止モデル法やニューヨーク州・カリフォルニア州の保険法の内容も紹介されている。

第 2 編第 3 章では、英連邦の加盟国として従来イギリス法の影響を強く受けてきたが、1984 年の保険契約法の制定を機に、詐欺的請求について独自の議論が展開されているオーストラリア法の状況が紹介される。同法 56 条は、保険者は保険金の詐欺的請求があった場合に請求を拒絶できることを定めると共に、請求の重要でない部分のみが詐欺的に行われた場合で、残りの部分について支払わないことが不適切かつ不公平となるときは、裁判所が裁量的に相当な額の支払いを保険者に命じることができるものとしている。もっとも、後者の点に対しては学説の批判も強く、判例においても積極的に適用されてはいない。また、イギリスの *DC Merwestone* 判決において問題となった詐欺的手段を用いた請求については、学説上の議論はあるものの、同判決よりも前に出されたオーストラリアの判例では詐欺的請求として免責が認められている。

最後の第 3 編では、比較法的考察の結果を踏まえて、日本法への示唆が導かれている。まず、英米豪のいずれにおいても保険金の詐欺的請求について保険者の免責が認められていることと、免責範囲を裁判所の裁量によって限定するオーストラリア保険契約法の規定の同国における評価は低いことから、日本法においても詐欺的請求の場合に信義則または権利濫用に基づいて保険者の全部免責を認めるべきであるとする。また、そのような全部免責の対象となる詐欺的請求の判断基準については、保険金詐取目的があり信義則違反と評価できる場合に限るべきであるとしつつ、イギリスの *de minimis* ルールを参考に、過大申告の度合いが軽微である場合には免責すべきではないが、損害額を著しく水増しして申告した場合には詐取目的を推認すべきであり、交渉目的の水増しであったとして免責を否定すべきではないとする。また、保険事故の発生や損害額以外の点で虚偽の申告を行う詐欺的手段による請求については、この場合に免責を否定するイギリスの判例の立場は、虚偽申告のインセンティブを生じさせるものである上に、保険者に調査の負担が発生し、それが保険契約者一般に転嫁される可能性があるため妥当ではないとして、この場合にも免責を認めるべきであるとする。

以上を踏まえて、本論文の評価を述べる。

本論文の意義および長所としては、次の 3 点を挙げることができる。

第一に、本論文は、保険金の詐欺的請求に関する多様な論点について、イギリス・アメリカ・オーストラリアという英米法圏の3カ国の判例・学説の展開を丹念に紹介・分析している。これは、イギリスまたはアメリカの一方のみについて、そして、その一部の論点に限って取り上げることが多かった従来の研究に比して、英米法の内部での多様性を明らかにし、その相対化を可能にする点で重要な貢献であると考えられる。また、オーストラリア法についての詳細な紹介はこれまでなされておらず、その点での資料的価値も高い。

第二に、保険金の詐欺的請求に対する制裁として保険者の全部免責を認めるべきであるか否かという問題と、これを肯定するとして具体的にいかなる場合に免責とすべきかという問題の両方について検討を行っている点である。これは、2008（平成20）年の保険法制定時の立案担当者の解釈を契機として、保険約款上の不実申告免責の有効性の一点に議論が集中し、一種の停滞状況に陥っていた学説の議論を一步進めるものであると評価できる。

第三に、免責の可否が特に問題となる場面を、過大請求と詐欺的手段の利用の2つに類型化し、それぞれについて、上記の3カ国における近年の展開を踏まえて、具体的な判断基準を示している点である。特に、詐欺的手段を用いた保険金請求の取扱いについては、日本において立ち入った検討はこれまでなされておらず、本論文を機に議論が深まることが期待される。

もっとも、本論文にも短所がないわけではない。

第一に、本論文は免責の是非に関する具体的な判断基準の検討に重点を置いているが、保険契約における詐欺的請求について全部免責という効果を認めるべき法的根拠については十分に明らかにされているとは言い難く、また法的根拠に関する理解のあり方が免責の是非の判断基準に与える影響について立ち入った検討もなされていない。その結果として、本論文は、保険金の詐欺的請求に対して厳格な姿勢で臨むべきであるというスタンスを基本としつつ、過大申告の度合が軽微である場合には免責すべきではないとしているが、この場合にも免責を認めるべきであるとの実務家による主張に対して、イギリス法およびアメリカ法において同様に解されていること以外には、本論文の価値判断を支える論拠が十分に示されているとは言い難い。

第二に、イギリス法やアメリカ法の重層的な分析に比して、日本法に関する記述は、現在の保険法の重大事由解除に関する規律を前提とした問題点の析出に重点が置かれており、その結果として、保険金の詐欺的請求という事象に対して判例・学説・約款がどのように対処してきたかという歴史的な観点からの分析が薄くなっている。

しかし、以上のような問題点は、本論文の作業を踏まえて、今後の作業としてさらに

継続されるべき研究プログラムが拡がっていることを示すものでもあり、先に述べた本論文の意義および長所を大きく損なうものではない。

以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士(法学)の学位を授与するにふさわしいと判定する。